

全国社会就労センター協議会  
「事業体系等の見直し提案」

- 「施行後3年の見直し」に関わる重点改善事項…………… 2
- 施行後3年の見直しに向けた事業体系（体系図）…………… 5
- 移行後の実態をふまえた現行制度とその運用の具体的改善点… 6  
（施行後3年の見直しに向けた事業体系（体系図）内容説明）

平成20年7月11日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国社会就労センター協議会

# 全国社会就労センター協議会「事業体系等の見直し提案」 「施行後3年の見直し」に関わる重点改善事項

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国社会就労センター協議会  
会長 星野泰啓

本会では、組織結成以来、障害のある方々等の「働く」権利を守り、尊厳ある生き方を支援することを目的としてきました。「働く支援」は、介護でも訓練でもなく、働きたいと願う方々の思いに応える重要な支援です。障害者自立支援法では、就労支援を重視していますが、一般就労だけでなく、支援を得ながら働く場についても抜本的な改善策が不可欠です。

障害者自立支援法の施行から2年余りが経過しましたが、報酬の日払いや新体系単価により事業所の報酬が激減し、良質な人材を継続的に確保していくことがますます難しくなるとともに、登録者数の増加や事務処理・会計処理の複雑化などによる職員の負担が増大しています。このことは利用者へのサービスの質の低下にもつながりかねない大きな問題となっています。

障害保健福祉関係予算を飛躍的に増額させ、全体の報酬水準を抜本的に改善するとともに、利用者ニーズや実態に基づく良質なサービスを継続的に提供できるよう、以下の改善をお願いします。

## I. 就労支援給付を創設し、就労支援事業の抜本的な充実を図ること

- ・ 就労系事業（就労継続支援事業・就労移行支援事業）については、就労支援給付を創設し、抜本的な充実（基盤整備、支援内容の充実等）を図ること。
- ・ 利用者の「働く支援」に対する支援量と生活支援量（抜本的に改正された障害程度区分）に応じた報酬・職員配置とすること。
- ・ そのための「働く支援」に対する支援量の適正な把握ができる尺度（利用者本人の事業選択にあたっての判断基準となり得る客観的指標）の開発（基準化）に向けた検討を行う必要がある。

## II. 障害者の「働く場」として就労継続支援事業を明確に位置づけること

- ① 「働く場」に利用者負担はなじまない。利用者負担発生の矛盾を改善すること
- ② 就労継続支援事業に営業職員を配置し、その報酬単価を抜本的に改善すること
- ③ 障害者が支援を受けながら「働く場」として就労継続支援B型事業は必要不可欠

- ・ 障害者の「働きたい」思いを実現し、工賃倍増をめざすには、働く支援と生活支援を行う職員の充実と営業活動を行う職員の配置が不可欠である。旧法授産施設の支援水準（7.5:1プラス1（営業職員））をベースに、その職員配置基準（報酬単価）を抜本的に見直すこと。
- ・ 第33回社保審障害者部会資料によると、1人当たり平均費用額（月額）が就労継続支援A型事業で89,000円、就労継続支援B型事業で78,000円、身体通所授産施設で113,000円、知的通所授産施設で134,000円となっており、新体系（就労継続支援事業）における費用は旧体系（通所授産施設）のそれと比べ、約20～40%の減となっている。

### III. 小規模での事業運営を可能とする単価設定とすること

- ・ 無認可作業所の移行促進のため、一定の要件を満たすと認められた場合の定員要件が10名に緩和されたが、このような事業所や、支援費制度の小規模定員（通所20人、入所40人以下）についてもその運営を実質的に担保できるよう、小規模単価を設定すること。
- ・ 無認可作業所等の移行先を地域活動支援センターに限定せず、希望する事業所が自立支援給付事業に移行できるよう、必要な支援策等を講ずること。

### IV. 報酬の「月払い」を基本とすること

- ① 個別支援計画上、単一事業を継続してほぼ毎日利用する場合は月払い報酬とすること。ただし複数の事業を組み合わせる場合や特定の日利用の場合は日払い報酬とする

- ・ 障害者を支える障害福祉サービスは、多様な障害特性に併せて生活全般にわたる継続的かつ包括的な支援が不可欠であり、単なる利用実績による報酬支払い方式はなじまない。このため、報酬の「月払い」を基本とすること。
- ・ 福祉サービスの提供は、その費用のほとんどが人件費である。日払い方式の中で人件費の安定的な確保のため、各法人・事業所ではさまざまな努力を重ねているが、職員の削減、非常勤化、待遇の低下が避けられない状況にある。このことは利用者へのサービスの質の低下につながりかねず、一日も早い改善が不可欠である。

### V. 障害者の「働く場」に対する「適正な条件による安定的な仕事の確保」を図ること

- ・ 利用者の工賃や賃金を上げるには、適正な条件による安定的な仕事の確保を図るための官公需の優先発注、企業の発注促進といった両方の支援策が不可欠である。障害者の「働く場」に対する効果的な官公需の促進のための制度化を図るとともに、企業からの発注促進に向けたさらなる施策の制度化を図ること。
- ・ 議員立法で進められている「国等による障害者就労施設からの物品等の調達推進等に関する法律案（ハート購入法案）」の早期実現を図ること。

### VI. 支援の必要度と利用者ニーズに応じた支給決定ができる仕組みとすること

- ① 障害程度区分の仕組みの抜本的な改善を図ること
- ② 相談支援事業を充実させて利用者ニーズの適切な把握に向けた改善を図ること
- ③ 地域自立支援協議会の設置の義務化と機能強化（「調整機能」「評価機能」）を図ること

- ・ 現行の障害程度区分の仕組みは「支援の必要度」ではなく「介護の必要度」を主軸にして認定・評価を行うところに大きな問題がある。当該利用者の「支援の必要度」はあるものの、それを把握できない仕組みそのもの問題などによって生活介護事業や施設入所支援などの利用が認められないケースが多々発生している。
- ・ 支援の必要度を把握できる認定調査項目や二次判定などの見直しに加え、利用希望者のニーズ、プロフェッショナルニーズ、社会資源等を勘案した専門性の高いケアマネジメントによって支給決定できる仕組みへの改善を図っていく必要がある。
- ・ しかしながら、このような仕組みが確立するまでの間、相談支援事業の機能（障害程度区分の仕組みの問題などによって利用できない対象者に対するあっせん・調整、サービス利用計画の作成）および地域自立支援協議会の調整・評価によって、必要な利用者の生活介護事業や施設入所支援などの利用を認めることができるようにすること。
- ・ そのため、サービス利用計画作成費の支給対象者の範囲を上記の対象者まで拡大するとともに、地域自立支援協議会の設置の義務化と機能強化を法令上、明確にすること。

## VII. 障害者の「住まいの場」の確保と充実を図ること

- ① 地域生活支援策が整うまでの間、障害者支援施設が行うことのできる障害福祉サービスに就労継続支援事業を含めること
- ② ケアホーム・グループホーム・福祉ホームを統合し、三障害共通利用とすること
- ③ 障害者の住宅施策の充実を図ること

- ・ 平成 18 年度の社会福祉施設調査によると、入所授産施設等利用者は、身体障害者約 1 万人、知的障害者約 1.4 万人、精神障害者約 5,100 人である。入所施設で暮らしながら働きたいと願う利用者について、地域生活を可能とする条件整備が進むまでの間、相談支援事業者によるあっせん・調整および地域自立支援協議会による調整・評価によって就労継続支援事業利用者の施設入所支援の利用を認めること。また、個室化など利用者の居住環境を改善するための方策を講ずること。
- ・ ケアホーム・グループホーム・福祉ホームを統合し、地域における共同生活・個人生活の場(三障害共通利用)として明確に位置づけるとともに、報酬単価の抜本的改善を図ること。
- ・ さまざまな住まいの場を利用者が選択できるように、公営住宅の優先入居、保証人制度の充実等、住宅施策の充実を図ること。

## VIII. 利用者負担のさらなる改善を図ること

- ・ 定率負担を廃止すること。特に「働く場」における利用者負担発生の矛盾を解消すること。緊急措置によって本年 7 月から「個人単位を基本とした所得階層区分の見直し」が行われたが、依然として「資産要件」は残っており、預貯金等を一定額以上保有する人は利用者負担の軽減の対象とはならない問題が残っている。
- ・ 入所施設においても食事提供体制加算（人件費分の補助）を適用させ、その分利用者の手元に残る金額を増額させること。

## IX. 障害者の「所得保障の充実」の早期実現を図ること

- ・ 障害のある人が稼働能力の多寡に関わらず、本人の望む生活が実現できるよう、中国残留邦人等に対する新たな支援（基礎年金やその他の収入の一定割合について収入認定を行わずに生活支援給付（約 8 万円）、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付等を支給）に準じた制度を創設し、「所得保障の充実」の早期実現を図ること。
- ・ 与党 P T の報告書で示された、住宅手当の創設の早期実現を図ること。

## X. 事業体系ごとの改善事項

※ 次頁「施行後 3 年の見直しに向けた事業体系（体系図）」参照

## ●施行後3年の見直しに向けた事業体系（体系図）

### 【給付体系】

#### “就労支援給付”の創設

- ※ 働く支援量と生活支援量の適正な把握
- ※ 利用に際しての地域自立支援協議会等の調整と評価
- ※ 働く支援量と生活支援量に応じた報酬・職員配置

注) 働く支援量＝把握のための尺度の開発を要する  
注) 生活支援量＝抜本的に改善された障害程度区分

#### 自立支援給付（現行の介護給付と訓練等給付を一本化）

- ※ 支援の必要度と利用者ニーズに応じた支給決定（障害程度区分認定＋相談支援事業者のあっせん・調整、地域自立支援協議会の調整・評価）
- ※ 利用者個々の支援の必要度（生活支援量）に応じた報酬体系・必要となる専門職員（看護師、OT・PT等）の配置（加算）
- ※ 現行の自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）は生活・活動支援事業（生活介護事業）の機能（支援メニュー）として実施

#### 地域生活支援事業

### 【事業体系】

（日中活動）

※ 障害者の毎日の生活・活動を保障し支えるため、利用者に提供する機能（支援メニュー）は一つだけではなく、さまざまな機能（支援メニュー）を組み合わせ提供できる仕組みとする。

（居住支援）

※ 現行の「（A型）」の名称を変更

**就労継続支援事業（雇用型）**

※ 現行の「（B型）」の名称を変更  
※ 障害者の「働く場」としての明確な位置づけ

**就労継続支援事業（福祉就労型）**

※ 一般就労移行による利用者変動の影響を受けない報酬体系・職員配置

**就労移行支援事業**

#### 生活・活動支援事業

- ※ 現行の「生活介護」の名称を変更
- ※ 障害者の毎日の生活・活動を保障し支えるための介護・支援等を提供（工賃支払いが主たる目的とはならない）。
- ※ 支援の必要度と利用者ニーズに応じた支給決定の仕組み（障害程度区分認定＋相談支援事業者のあっせん・調整および地域自立支援協議会の調整・評価）

- **生活支援中心タイプ**
  - ・ 文化的・創作的活動機能
  - ・ 機能訓練・生活訓練機能
  - ・ 生産的活動機能
- **生産的活動中心タイプ**
  - ・ 生産的活動機能
  - ・ 機能訓練・生活訓練機能
  - ・ 文化的・創作的活動機能

#### 療養介護事業

#### 施設入所支援

※ 利用者の居住環境の改善が必要

#### 地域生活ホーム

- ※ 現行の「ケアホーム」「グループホーム」「福祉ホーム」を統合し、名称変更（三障害利用）
- ※ 必要に応じて居宅サービスの利用も可能

- **共同生活タイプ**
  - ・ 地域における障害者の共同生活の場
- **個人生活タイプ**
  - ・ 地域における障害者の安心・安全を担保した個人生活の場

**地域活動支援センター**

※ 支給決定に関係なく柔軟に利用できる場  
※ 希望する事業者には自立支援給付等事業への移行の支援策を講じる

※ 就労移行支援事業にかかわる利用期間は決められた期限ではなく、その人の状態に応じた支援プログラム（個別支援計画など）に基づく地域自立支援協議会等による調整・評価によって一定の制限を設けながらも柔軟に対応。

※ 無認可作業所等の移行先を地域活動支援センターに限定しないこと。

## ●移行後の実態をふまえた現行制度とその運用の具体的改善点 (施行後3年の見直しに向けた事業体系(体系図)の内容説明)

### I. 全体予算の確保にかかわる事項

#### 1. 障害保健福祉関係予算について、ニーズ・実態をふまえ、飛躍的に増額すること

- ・ 障害者分野の施策支出と対国民所得および対国内総生産比は、日本(0.91、0.66)に対し、アメリカ(1.53、1.36)、ドイツ(4.87、3.61)、スウェーデン(8.10、5.76)であり(2004年度OECDレポート)、日本の障害保健福祉関係予算は諸外国と比べ、格段に低い水準にある。

### II. 報酬・職員配置にかかわる改善事項

#### 1. 報酬水準を抜本的に改善し、福祉人材および良質な福祉サービスの確保に資すること

- ・ 福祉人材の確保について、さらに厳しい状況となっている。良質な人材を継続して確保できるよう、自立支援給付等全体の報酬水準を抜本的に改善すること。

#### 2. 報酬の「月払い」を基本とすること

- ・ 障害者を支える障害福祉サービスは、多様な障害特性に併せて生活全般にわたる継続的かつ包括的な支援が不可欠であり、単なる利用実績による報酬支払い方式はなじまない。このため、報酬の「月払い」を基本とすること。
- ・ 福祉サービスの提供は、その費用のほとんどが人件費である。日払い方式の中で人件費の安定的な確保のため、各法人・事業所ではさまざまな努力を重ねているが、職員の削減、非常勤化、待遇の低下が避けられない状況にある。このことは利用者へのサービスの質の低下につながりかねず、一日も早い改善が不可欠である。
- ・ 利用契約時に利用者合意の下、個別支援計画上、単一事業を継続してほぼ毎日利用する場合は月払い報酬とし、個別支援計画上、複数の事業を組み合わせる場合や特定の日利用の場合は日払い報酬とすること。

#### 3. 報酬は平均障害程度区分に応じたものとせず、個人単位とすること

- ・ 利用者個々の支援の必要度(障害程度区分等)に応じた報酬体系とするとともに、支援に必要な専門職員等(看護師、理学療法士・作業療法士等)を配置した場合は加算される仕組みとすること。

#### 4. 就労継続支援事業の報酬単価を抜本的に改善すること

- ・ 障害者の「働きたい」思いを実現し、工賃倍増をめざすには、働く支援と生活支援を行う職員の充実と営業活動を行う職員の配置が不可欠である。旧法授産施設の支援水準(7.5:1プラス1(営業職員))をベースに、その職員配置基準(報酬単価)を抜本的に見直すこと。
- ・ 第33回社保審障害者部会資料によると、1人当たり平均費用額(月額)が就労継続支援A型事業で89,000円、就労継続支援B型事業で78,000円、身体通所授産施設で113,000円、知的通所授産施設で134,000円となっており、新体系(就労継続支援事業)における費用は旧体系(通所授産施設)のそれと比べ、約20%~40%の減となっている。

#### 5. 送迎サービスに対する助成を恒久化すること

- ・ 特別対策で実施されている「通所サービス利用促進事業」を恒久的な助成事業とすること。

#### 6. ケアホームとグループホーム、福祉ホームを統合し、報酬単価を抜本的に改善すること

- ・ ケアホームとグループホーム、福祉ホームを統合し(名称:地域生活ホーム)、地域における共同生活・個人生活の場として明確に位置づけるとともに、報酬単価の抜本的改善を図ること。

#### 7. 小規模での事業運営を可能とする単価設定とすること

- ・ 小規模作業所の移行促進のため、一定の要件を満たすと認められた場合の定員要件が10名に緩和されたが、このような事業所や、支援費制度の小規模定員(通所20人、入所40人以下)についてもその運営を実質的に担保できるよう、小規模単価を設定すること。

#### 8. 事務処理・会計処理の煩雑化をふまえ、事務職員の報酬を確保すること

- ・ 複雑な制度への対応、請求方式の煩雑化、会計処理の複雑化等、事務負担が増大しており、事務職員の配置を可能とする報酬を確保すること。

#### 9. 旧法支援施設の報酬について現状を下回らないこと

- ・ 旧法支援施設の移行経過期間中は、その報酬について現状を下回らないこと。

### III. 制度全般にかかわる改善事項

#### 1. 障害者の「働く場」に対する「適正な条件による安定的な仕事の確保」を図ること

- ・ 利用者の工賃や賃金を上げるには、適正な条件による安定的な仕事の確保を図るための官公需の優先発注、企業の発注促進といった両方の支援策が不可欠である。障害者の「働く場」に対する効果的な官公需の促進のための制度化を図るとともに、企業からの発注促進に向けたさらなる施策の制度化を図ること。
- ・ 議員立法で進められている「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（ハート購入法案）」の早期実現を図ること。

#### 2. 障害程度区分の仕組みの抜本的な改善を図ること

- ・ 現行の障害程度区分の仕組みは「支援の必要度」ではなく「介護の必要度」を主軸にして区分の認定・評価を行うところに大きな問題がある。当該利用者の「支援の必要度」はあるものの、それを把握できない仕組みそのもの問題によって生活介護事業や施設入所支援などの利用が認められないケースが多々発生している。
- ・ 支援の必要度を把握できる認定調査項目や二次判定などの見直しに加え、利用希望者のニーズ、プロフェッショナルニーズ、社会資源等を勘案した専門性の高いケアマネジメントによって支給決定できる仕組みへの改善を図っていく必要がある。
- ・ しかしながら、このような仕組みが確立するまでの間、相談支援事業の機能（障害程度区分の仕組みの問題などによって利用できない対象者に対するあっせん・調整、サービス利用計画の作成）および地域自立支援協議会の調整・評価によって必要な利用者の生活介護事業や施設入所支援などの利用を認めることができるようにすること。

#### 3. 新たな給付体系（就労支援給付）の創設に向けた対応を図ること

##### （「働く支援」に対する支援量の適正な把握ができる尺度の開発を行うこと）

- ・ 就労系事業（就労継続支援事業・就労移行支援事業）については、就労支援給付を創設し、抜本的な充実（基盤整備、支援内容の充実等）を図ること。
- ・ 利用者の「働く支援」に対する支援量と生活支援量（抜本的に改正された障害程度区分）に応じた報酬・職員配置とすること。
- ・ そのための「働く支援」に対する支援量の適正な把握ができる尺度（利用者本人の事業選択にあたっての判断基準となり得る客観的指標）の開発（基準化）に向けた検討を行う必要がある。

#### 4. 相談支援事業を充実させて利用者ニーズの適切な把握に向けた改善を図るとともに、地域自立支援協議会の設置の義務化と機能強化を図ること

- ・ 障害のある人々が適切な制度・事業選択が行えるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、地域障害者支援センター等の機能を充実させ、箇所数を拡大するとともに、ワンストップサービスを可能とするようネットワークシステムを確立させ、地域自立支援協議会と十分な連携を図る必要がある。
- ・ 相談支援事業の充実に向け、相談支援にあたる専門的人材確保のための予算措置を図ること。
- ・ サービス利用計画作成費の支給対象者の範囲を、障害程度区分の仕組みの問題などによって必要とするサービスを利用できない対象者まで拡大するとともに、地域自立支援協議会の設置の義務化と機能強化を法令上明確にし、そのあっせん・調整・評価機能でもって必要とするサービスの利用を認めることができるようにすること。

#### 5. 地域生活支援事業の市町村格差をなくすこと

- ・ 地域における利用者ニーズを的確に把握し、市町村において必要な地域生活支援事業を確実に実施するとともに、実施事業の市町村格差をなくすための必要な措置を図ること。

## IV. 事業体系ごとの改善事項

### (1) 就労継続支援B型事業の改善点（※名称：「就労継続支援事業（福祉就労型）」に変更）

#### ① 障害者の「働く場」としての明確な位置づけ

- ・ 障害者の「働く場」として明確に位置づけるとともに、労働基準法第9条の適用（労働者性）について、就労継続支援B型事業所利用者（A型事業所利用者（雇用無）含む）の働き方に矛盾しない、現実的な制度の運用を行うこと。

#### ② 利用のための要件の改善

- ・ 相談支援事業者によるあっせん・調整および地域自立支援協議会による調整・評価によって、就労移行支援事業（または暫定支給決定）を経なくても就労継続支援B型事業を利用できるよう、その運用の改善を図ること。

#### ③ 報酬単価（職員配置基準）の抜本的な改善

- ・ 7.5:1 プラス1（営業職員 20:1）の水準を土台に、利用者の「働く支援」に対する支援量と生活支援量（抜本的に改正された障害程度区分）に応じた報酬・職員配置とすること。
- ・ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）の算定方法（生産活動支援強化型）についても障害基礎年金1級受給者を要件とするのではなく、上記の視点（働く支援量と生活支援量に応じた報酬単価の設定）での改善を図ること。

#### ④ 障害者支援施設が行うことのできる障害福祉サービスに就労継続支援事業を含めること

- ・ 地域生活支援策の整備が整うまでの間、相談支援事業者のあっせん・調整および地域自立支援協議会による調整・評価によって、就労継続支援事業利用者の施設入所支援の利用を認めること。なお、その利用を可能とするために、障害者支援施設が行うことができる障害福祉サービスに就労継続支援事業を含めるよう施行規則を改正すること。また、個室化など利用者の居住環境を改善するための方策を講ずること。
- ・ 現に施設に入所している人について、希望すれば継続して利用できるとされているが、早急に施行規則の改正を行い、利用者の不安を払拭すること。

#### ⑤ 「障害福祉計画の目標値を超える場合には指定しないことができる」という点の改善

- ・ 就労移行支援事業など有期限の事業について、一般就労に結びつかなかった場合に就労継続支援B型事業に移行することが妥当である利用者も多く、定員の柔軟な変更ができないとこれらの利用者の行き場がなくなる恐れがある。障害福祉計画における就労継続支援B型事業のサービス量について地域の実状に応じて柔軟な対応が図れるよう一定の改善を図ること。

#### ⑥ 目標工賃達成加算の適用要件の改善

- ・ 平均工賃（利用者の工賃実績）が地域の最低賃金の1/3以上であれば、前年度より平均工賃が下がったとしても目標工賃達成加算の対象とすること。
- ・ 高齢の利用者の工賃アップは厳しいものがある。65歳以上の利用者の工賃実績を算定要件から外すことができるよう改善を図ること。

### (2) 就労継続支援A型事業の改善点（※名称：「就労継続支援事業（雇用型）」に変更）

#### ① 報酬単価（職員配置基準）の抜本的な改善

- ・ 7.5:1 プラス1（営業職員 20:1）の水準を土台に、利用者の「働く支援」に対する支援量と生活支援量（抜本的に改正された障害程度区分）に応じた報酬・職員配置とすること。
- ・ 雇用契約を締結している場において利用実績による報酬支払い方式はなじまない。報酬を「月払い」とすることにより、雇用契約で認められている「年次有給休暇」について報酬算定できるようにすること。

#### ② 利用契約と雇用契約との二重契約の問題の改善

- ・ 福祉工場から就労継続支援A型事業へ移行した場合、それまで労働者であった「従業員」が福祉サービスを利用する「利用者」となり、従来からの労働者としてのスタンスと本人の思いが阻害されている。福祉工場の時と同様、就労継続支援A型事業所との雇用契約の締結をもって利用契約とみなすことのできるよう改善を図ること。

### ③ 就労継続支援 A 型事業の維持および B 型事業からの移行促進に向けた改善

- ・ 労働法規を適用するには、一事業所の努力だけでなく、制度としての支援策が不可欠である。そこで以下の支援策を講じること。
  - ・ 官公需優先発注システムの制度化（安定的かつ継続的な仕事の確保策と適正価格での発注）。
  - ・ 民需の拡大策（企業からの発注にインセンティブを与える施策等の確立）。
  - ・ 営業職員や作業支援員等、支援職員の充実による個々の事業所の生産・販売体制の確保。
  - ・ 生産設備等の導入・更新のための支援策。

### (3) 就労移行支援事業の改善点

#### ① 一般就労移行による利用者変動の影響を受けない報酬体系・職員配置への改善

- ・ 一般就労移行による利用者変動の影響を受けない体制および利用者の就労後の定着支援（アフターフォロー）を充実させるため、就労後の少なくとも 6 ヶ月間の報酬支払いを保障すること。その場合、利用者負担は生じさせないこと。

#### ② 就労移行支援事業の利用期間について

- ・ 利用期間は決められた期限（2 年）ではなく、その人の状態に応じた支援プログラム（個別支援計画など）に基づく相談支援事業者のあっせん・調整および地域自立支援協議会による調整・評価によって、一定の期限を設けながらも柔軟に対応できるよう改善を図ること。

### (4) 自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）の改善点

#### ① 生活介護事業の機能（支援メニュー）として実施すること（生活介護事業との統合）

- ・ 自立訓練事業の事業内容は、就労継続支援や就労移行支援、生活介護事業など他の事業の中でも実施できる内容であり、とりわけ単独の事業として存在する必要はないと考えるが、以下の機能については、生活介護の機能（支援メニュー）として実施すること。
  - 中途障害者の機能訓練（これまでの身障更生施設の機能訓練の機能）
  - 知的障害者の生活訓練（これまでの知的更生施設的生活訓練の機能）
  - 精神障害者の生活訓練（これまでの精神生活訓練施設の退院後の生活訓練の機能）

### (5) 生活介護事業の改善点（※名称：「生活・活動支援事業」に変更）

#### ① 支援の必要度と利用者ニーズに応じた支給決定ができる仕組みとすること

- ・ 現行の障害程度区分認定の見直し（介護の必要度ではなく「支援の必要度」を測ることができる認定調査項目（一次判定）、二次判定の見直し）に加え、障害程度区分認定の仕組みにおいて「支援の必要度」を測ることが困難な（「支援の必要度」はあるものの、障害程度区分の仕組みそのものの問題によって区分が低く出てしまう）人に対して、相談支援事業の機能（障害程度区分の仕組みの問題などによって利用できない対象者に対するあっせん・調整、サービス利用計画の作成）および地域自立支援協議会による調整・評価によって生活介護事業の利用を認めることができるよう、運用の改善を図ること。

#### ② 障害者の毎日の生活・活動を保障し支えるため、さまざまな機能（支援メニュー）を組み合わせ提供できる仕組みとすること

（生活介護事業（生活・活動支援事業）の機能（支援メニュー））

##### ● 生活支援中心タイプ

- ・ 文化的・創作的活動機能
- ・ 機能訓練・生活訓練機能
- ・ 生産的活動機能（工賃支払いが主たる目的とはならない）

##### ● 生産的活動中心タイプ

- ・ 生産的活動機能（工賃支払いが主たる目的とはならない）
- ・ 機能訓練・生活訓練機能
- ・ 文化的・創作的活動機能

さまざまな機能（支援メニュー）を組み合わせ提供できる仕組み

### ③ 利用者個々の支援の必要度（障害程度区分等）に応じた報酬体系・職員配置とすること

- ・ 報酬と職員配置は平均障害程度区分に応じたものとせず、利用者個々の支援の必要度（障害程度区分等）に応じた報酬体系とするとともに、支援に必要な専門職員等（看護師、理学療法士・作業療法士等）を配置した状況に応じて加算される仕組みとすること。

### (6) 地域活動支援センターの改善点

- ・ 無認可作業所等の移行先を地域活動支援センターに限定せず、希望する事業所が自立支援給付事業に移行できるよう、必要な支援策等を講ずること。

### (7) その他の事業の改善点

#### ① 日中活動系サービスのみの事業所が短期入所事業を実施する場合の新たな単価の創設

- ・ 地域の社会資源の状況によっては日中活動系サービスのみの事業所が短期入所事業を行わざるを得ない状況がある。そうした事業所が安定して運営できる報酬単価を新たに創設すること。

## V. 住まいの場にかかわる改善事項

### 1. 障害者の「住まいの場」の確保と充実を図ること

#### ① 障害者支援施設が行うことのできる障害福祉サービスに就労継続支援事業を含めること

- ・ 平成 18 年度の社会福祉施設調査によると、入所授産施設等利用者は、身体障害者約 1 万人、知的障害者約 1.4 万人、精神障害者約 5,100 人である。入所施設で暮らしながら働きたいと願う利用者について、地域生活を可能とする条件整備が進むまでの間、相談支援事業者によるあっせん・調整および地域自立支援協議会による調整・評価によって就労継続支援事業利用者の施設入所支援の利用を認めること。また、個室化など利用者の居住環境を改善するための方策を講ずること。
- ・ なお、現に施設に入所している人は、希望すれば継続して利用できるとされているが、早急に施行規則の改正を行い、利用者の不安を払拭すること。

#### ② 施設入所支援の支給決定

- ・ 現行の障害程度区分認定の見直し（介護の必要度ではなく「支援の必要度」を測ることができる認定調査項目（一次判定）、二次判定の見直し）に加え、障害程度区分認定の仕組みにおいて「支援の必要度」を測ることが困難な（「支援の必要度」はあるものの、障害程度区分の仕組みそのものの問題によって区分が低く出てしまう）人に対して、相談支援事業の機能（障害程度区分の仕組みの問題などによって利用できない対象者に対するあっせん・調整、サービス利用計画の作成）および地域自立支援協議会による調整・評価によって施設入所支援の利用を認めることができるよう、その運用の改善を図ること。

#### ③ ケアホーム・グループホーム、福祉ホームの統合（地域生活ホーム）と三障害共通利用

- ・ ケアホームとグループホーム、福祉ホームを統合し（名称：地域生活ホーム）、地域における共同生活・個人生活の場として明確に位置づけるとともに、報酬単価の抜本的改善を図ること。
- ・ 身体障害者の地域生活ホームの利用を認め（三障害共通利用）、安心して共同生活・個人生活ができる「住まいの場」を地域の中に確保すること。

#### ④ 障害者の住宅施策の充実

- ・ さまざまな住まいの場を利用者が選択できるよう、公営住宅の優先入居、保証人制度の充実等、住宅施策の充実を図ること。

## **VI. 利用者にかかわる改善事項**

### **1. 障害者の「所得保障の充実」の早期実現を図ること**

- ・ 障害のある人が稼得能力の多寡に関わらず、本人の望む生活が実現できるよう、中国残留邦人等に対する新たな支援（基礎年金やその他の収入の一定割合について収入認定を行わずに生活支援給付（約8万円）、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付等を支給）に準じた制度を創設し、「所得保障の充実」の早期実現を図ること。
- ・ 与党PT報告書で示された、住宅手当の創設の早期実現を図ること。

### **2. 利用者負担の改善**

- ・ 定率負担を廃止すること。特に「働く場」における利用者負担発生の矛盾を解消すること。緊急措置によって本年7月から「個人単位を基本とした所得階層区分の見直し」が行われたが、依然として「資産要件」は残っており、預貯金等を一定以上保有する人は利用者負担軽減の対象とはならない問題が残っている。
- ・ 入所施設においても食事提供体制加算（人件費分の補助）を適用させ、その分利用者の手元に残る金額を増額させること。
- ・ 加算に対する利用者負担をなくすこと。例えば就労移行支援体制加算の場合、一般就労移行した本人ではなく、次に利用した人の利用者負担が高くなる矛盾がある。

## **VII. その他の改善事項**

### **1. 「就労支援事業会計処理基準」についての改善事項**

- ・ 就労系事業所の事業規模の大小や事業内容はさまざまであり、会計処理に費やす事業所側の労力とその効果について十分に検証するとともに、簡素化する方向で改善を図ること。
- ・ 積立金の積立について、下記の点を改善すること。
  - 当該年度の工賃支払い実績額が前年度実績から下がらない範囲であるならば、工賃変動積立金および設備等整備積立金への事業者の判断による計上を認めること。
  - 工賃変動積立金および設備等整備積立金の流用について、弾力的な運用を認めること。